

非常コンセント設備の設置に係る運用基準目次

I 概要

主な構成	1
------	---

II 細目

1 非常コンセント	2
2 保護箱	2
3 表示	3
4 電源及び回路	3
5 非常電源及び配線	5
6 幹線容量	5
7 総合操作盤	5
8 特例基準	5

用語の定義

- 1 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 2 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 3 D種接地工事とは、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第10条及び第11条によるD種接地工事をいう。
- 4 配電盤等基準告示とは、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）をいう。
- 5 標識等の基準告示とは、標識及び掲示板等の表示基準（昭和53年東大阪市消防局告示第1号）をいう。
- 6 JISとは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。

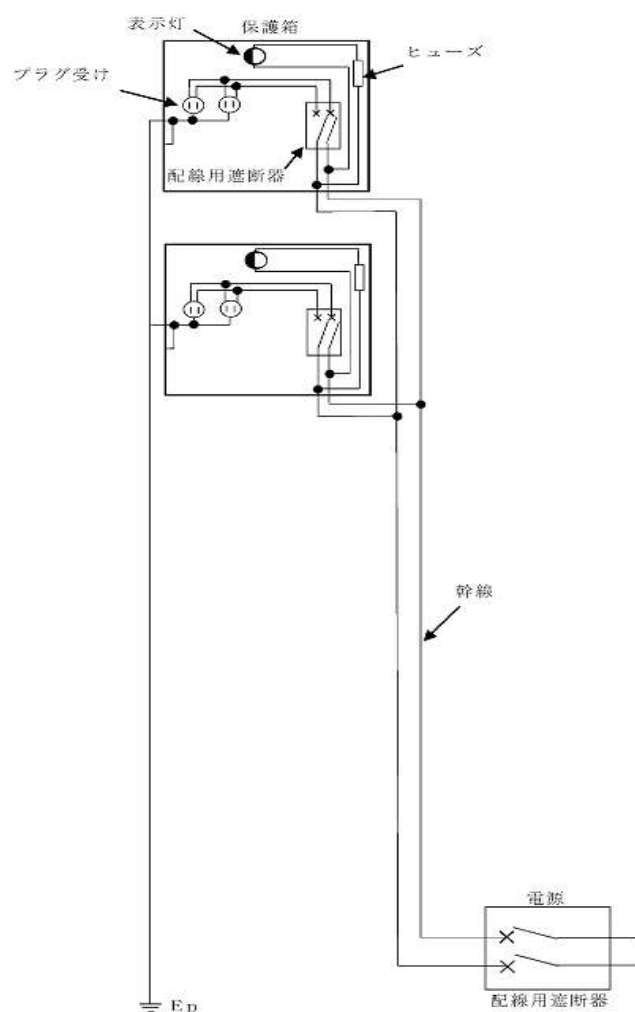
凡例

- 1 無印：法令基準
- 2 ●：行政指導基準であることを示す印
- 3 ▲：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印

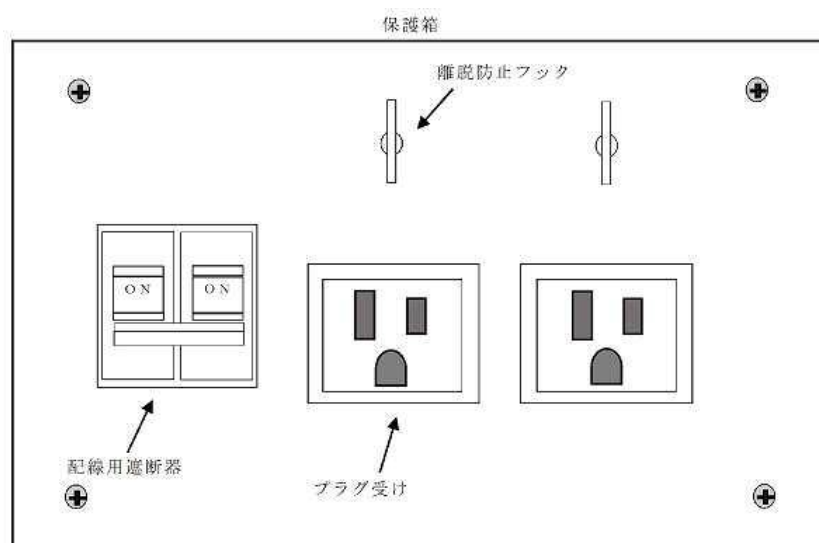
I 概要

主な構成

1 全体図



2 姿図



- (3) 保護箱は、防錆加工を施した厚さ 1.6 ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するものとする。●
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。●
- (5) 保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック等を設けること。●
- (6) 保護箱と消火栓箱等とを一体とする場合は、次によること。●
 - ア 保護箱は、消火栓箱等の上部に設けること。
 - イ 消火栓箱等の部分と非常コンセントの部分は、不燃材料で区画すること。
 - ウ 保護箱の扉と消火栓箱等の扉とは、それぞれ別に開く構造とすること。
- (7) 保護箱には、D 種接地工事を施すこと。●

3 表示

表示は、規則第 31 条の 2 第 9 号の規定によるほか、次によること。

- (1) 同号イに規定する非常コンセントである旨の標識は、標識等の基準告示に従い設けること。(図 2)

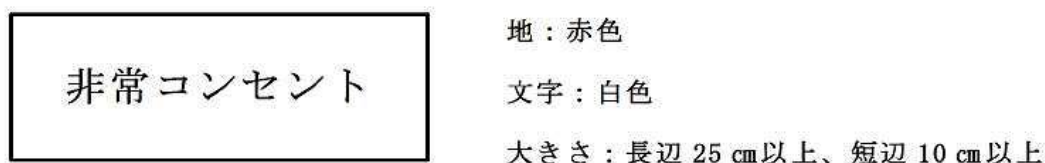


図 2

- (2) 同号ロに規定する赤色の灯火（以下「表示灯」という。）は、次によること。▲
 - ア 規則第 12 条第 1 項第 3 号ロの規定に準じて設けること。
 - イ 保護箱の上部又は直近に設けること。
- (3) 同号ハに規定する表示灯の回路の配線は、配線用遮断器の一次側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。●
- (4) 表示灯は、他の消防用設備等のものと兼用することができる。

4 電源及び回路

電源及び回路は、規則第 31 条の 2 第 5 号から第 7 号及び電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) (1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。●
- (3) 電源の開閉器には、非常コンセント設備用である旨を標識等の基準告示に従い設けるとともに、容易に遮断されないための措置を講じること。(図 3) ●

非常コンセント設備用

地：白色

文字：赤色

大きさ：文字の鮮明度をそこなわない範囲において自由

図 3

- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセント設備に分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。●
- (5) (4)の配線用遮断器は、20A、100V以上の容量とすること。●
- (6) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するものであること。●
- (7) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。
- (8) 規則第31条の2第6号に規定する非常コンセントに電気を供給する電源からの回路は、同一階に非常コンセント設備の保護箱を2個以上設置する場合は、2系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とすること。
- (9) 規則第31の2第7号に規定する非常コンセントの数は、保護箱の数とすることができる。（図4）

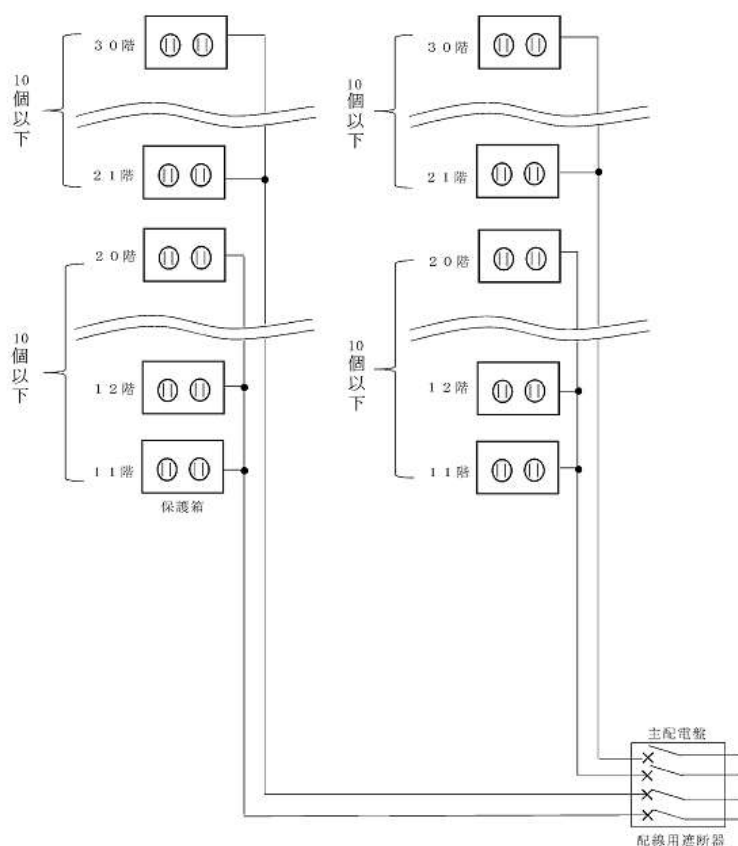


図 4

5 非常電源及び配線

- (1) 非常電源の容量は、令第 29 条の 2 第 2 項第 2 号の規定を準用すること。
- (2) 非常電源及び非常電源回路の配線は、表 1 によること。

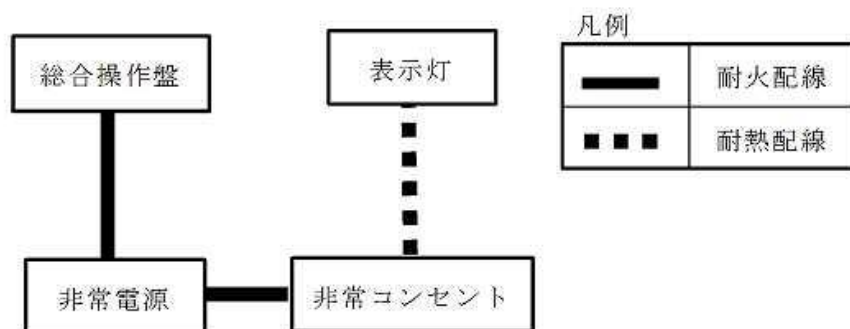


表 1

6 幹線容量●

- (1) 幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに 15 A、100 V 以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
- (2) 幹線容量は、低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の 2 % 以下となるように選定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3 % 以下とすることができる。

7 総合操作盤

総合操作盤の表示項目は、表 2 によること。

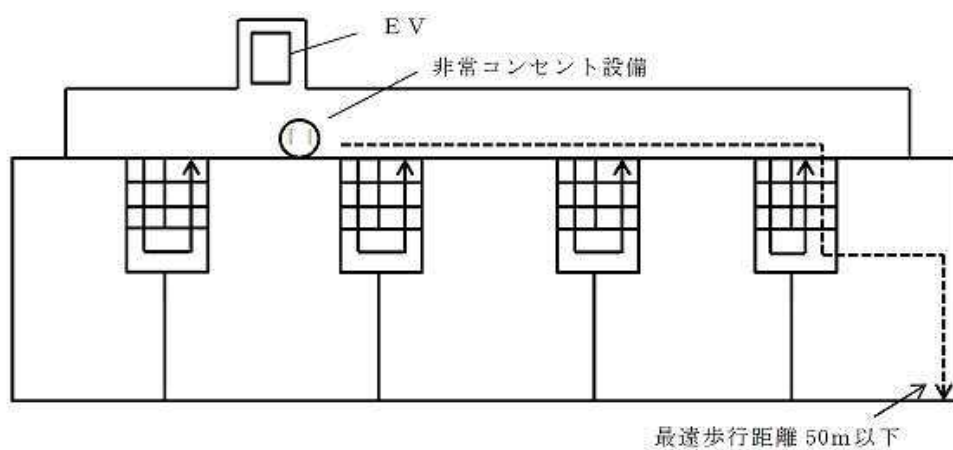
表示項目	非常コンセントの位置
	電源断の状態

表 2

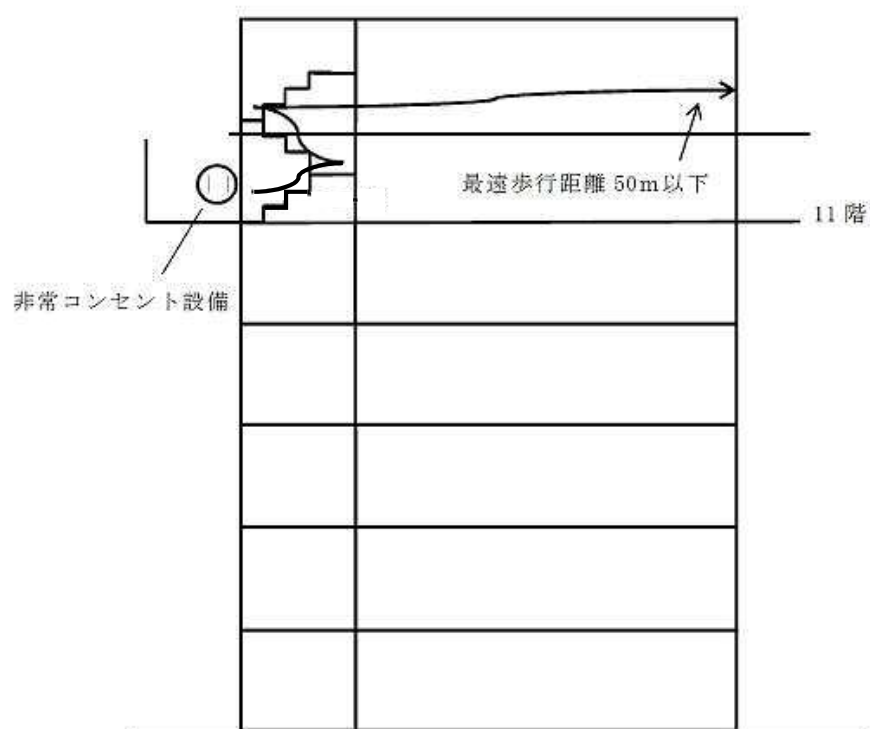
8 特例基準

非常コンセント設備を設置しなければならないスキップフロア型又はメゾネット型の共同住宅については、次に定めるところにより令第 32 条の規定を適用することができる。(図 5)

- (1) 非常コンセントの設置場所は、エレベーターの乗降ロビーに設置してあること。
- (2) 防火対象物の 11 階以上の各部分から一の非常コンセントまでの歩行距離が 50 メートル以下であること。



平面図



断面図

図 5